



定期予防接種

※市内及び県内の医療機関で接種できます。

※県外はあらかじめ申請が必要になります。支払いは償還払いになります。

種 類		接種対象者	標準的な接種時期	回数
ヒブ	初回	生後2～60月未満	生後2～7月未満(27～56日までの間隔)	3回
	追加		初回接種終了後、7～13月の間隔	1回
小児肺炎球菌	初回	生後2～60月未満	生後2～7月未満(27日以上の間隔)	3回
	追加		初回接種終了後、60日以上の間隔(生後12～15月)	1回
B型肝炎	初回	1歳未満	生後2～9月未満(27日以上の間隔)	2回
	追加		初回接種終了後、139日以上の間隔	1回
四種混合	1期初回	生後3～90月未満	生後3～12月未満(20日～56日までの間隔)	3回
	1期追加		初回接種終了後、12～18月までの間隔	1回
BCG		1歳未満	生後5～8月未満	1回
麻しん・ 風しん 混合(MR)	1期	生後12～24月未満		1回
	2期	5～7歳未満で小学校入学前の1年間(平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ)		1回
水痘	初回	生後12～36月未満	生後12～15月未満	1回
	追加		初回接種終了後、6～12月の間隔	1回
日本脳炎 ※1	1期初回	生後6～90月未満	3歳(6～28日までの間隔)※2	2回
	1期追加		4歳(初回接種終了後概ね1年後)	1回
	2期	9～13歳未満	9歳	1回
二種混合		11～13歳未満	小学6年生	1回
子宮頸がん ※3		小学6年生～高校1年生相当の女子	中学1年生	3回
□タ	□タリックス	生後6週～24週	初回接種は、生後2月～14週6日まで	2回
	□タテック	生後6週～32週	初回接種は、生後2月～14週6日まで	3回

※1 日本脳炎の特例について

平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成14年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で、第1期、第2期の接種を受けられなかった人は、20歳未満であれば、定期接種として受けることができます。

無料

親子
(母子)
手帳

※2 日本脳炎予防接種について

日本小児科学会及び真庭市医師会より、日本脳炎流行地域に渡航・滞在する小児、最近日本脳炎患者が発生した地域・ブタの日本脳炎抗体保有率が高い地域に居住する小児に対して、生後6か月からの定期接種開始が推奨されています。



※3 子宮頸がん予防接種について

平成25年6月から令和3年11月まで積極的な勧奨が控えられていたため、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの方は令和7年3月までの期間に接種することができます。

【遅らせないで！子どもの予防接種】

予防接種のタイミングは感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。乳幼児の予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症にかかるリスクが高まります。生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症から赤ちゃんを守るためにとっても大切です。きちんと免疫をつけるためにも、標準的な接種時期に正しい回数の予防接種を受けましょう。

種 類		標準的な接種期間	回数
風しん	抗体価検査 ※必須	令和4年度中に、43～60歳(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ)となる男性 ※抗体価検査で抗体価を確認してください。(無料)	1回
	予防接種	令和4年度中に、43～60歳(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ)となる男性で、抗体価の低い方 ※抗体価が低い方は予防接種を受けてください。(無料)	1回

※成人の「風しん」予防接種を受けるためには、抗体価が低い証明が必要になりますので、まずは抗体価検査を受けてください。
検査及び予防接種ではクーポン券が必要になります。

無料

クーポン

高齢者の定期予防接種

※市内及び県内の医療機関で接種できます。

種 類	接種対象者	接種期間	回数	自己負担額
高齢者インフルエンザ	①接種日に65歳以上の方 ②60～65歳未満で一定の障がいのある方	10/1(土)～ 1/31(火)	1回	1,300円
高齢者肺炎球菌	接種歴のない方で①もしくは②に該当する方 ①令和4年度中に65,70,75,80,85,90,95,100歳になる方 ②60～65歳未満で一定の障がいのある方	通 年	1回	4,846円

高齢者肺炎球菌 令和4年度対象者(生年月日)

65歳となる方	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳となる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳となる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳となる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳となる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳となる方	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳となる方	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳となる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

※定期予防接種は対象となる期間が定められています。

※高齢者肺炎球菌は、**事前に**健康推進課又は各振興局の窓口で申請が必要です。

期間外又は県外で接種される場合は全額自己負担になります。

自己負担

真庭市独自の任意予防接種

※市内の医療機関で接種できます。

※市外での接種は全額自己負担になります。

種 類	接種対象者	接種期間	回数	自己負担額
子どものインフルエンザ	1歳～13歳未満の方	10/1(土)～ 1/31(火)	2回	2,000円/回
	13歳～中学3年生		1回	2,000円/回
風しん(成人)	風しん抗体価の低い方で ①妊娠を希望又は予定している女性 ②妊娠を希望又は予定している女性の配偶者又は同居者 ③風しん抗体価の低い妊婦の配偶者又は同居者	通 年	1回	無料 ※MRワクチン の場合は、 3,564円

※真庭市の予防接種は対象となる期間と地域が定められています。

期間外又は市外で接種される場合は全額自己負担になります。

自己負担

《お問い合わせ先》健康推進課又は振興局、医療機関